

令和7年度大阪市版チャレンジテスト plus 実施業務委託仕様書

1 業務の概要

(1) 名称

令和7年度大阪市版チャレンジテスト plus 実施業務委託（以下「テスト」という。）

(2) 委託期間

契約日から令和8年3月24日（火）までとする。

(3) テスト実施の目的

- ① 生徒及び保護者が、学習理解度及び学習状況等を知り、目標をもって主体的に学習に取り組めるようにする。
- ② 学校が生徒一人一人の学力を的確に把握し、学習指導の改善及び進路指導に活用する。
- ③ 学びの連続性を確立する観点から、客観的・経年的なデータを把握、分析し、効果的な指導方法や課題を「見える化」し、その改善に役立てる。

(4) テストの対象校等（予定）

大阪市立中学校、義務教育学校（後期課程）の第1学年生徒

約17,000人 131校（460学級）

※特別支援学級に在籍している生徒のうち、テストの対象となる教科について、下学年の内容などに代替して指導を受けている生徒、知的障がいに対する教科の内容の指導を受けている生徒は、テストの対象としないことを原則とする。

※人数等は概数であり、実際のテストにおいて、人数、校数又は学級数は増減することがある。

※以下、テスト対象校を「学校」という。

(5) テストの教科

社会、理科の2教科

(6) テストの内容

- ① 中学校学習指導要領（平成29年告示）の当該教科の目標及び内容に基づいて作成すること。
- ② 出題範囲及び問題形式等は別紙1のとおりとする。
（出題範囲に変更がある場合は、テスト問題の設計・作成時に調整すること。）
- ③ 各教科のテスト問題は、45分で実施可能な内容とする。
- ④ 問題冊子及び解答用紙は、原則A4版とする。ただし、3－（4）－②－ウに示す配慮版に

おいてはこの限りではない。

(7) テスト実施日

令和 8 年 1 月 14 日（水）

※大阪府中学生チャレンジテスト（1 年生）と同一日

(8) その他

テストの内容等については、令和 7 年度大阪市版チャレンジテスト plus 実施業務委託実施要領を参照のこと。

2 委託業務の概要

- (1) 業務計画の策定
- (2) 業務の実施にかかる一連の仕組みの構築と一連の事業の実施
- (3) テスト問題の設計・作成
- (4) テスト資材の設計・作成、梱包、配送・回収、結果提供の仕組みの構築とその実施
- (5) 採点・集計の準備及び実施
- (6) 業務完了報告書の提出
- (7) セキュリティの保持
- (8) 業務全体の運営・マネジメント

3 委託業務内容の詳細

(1) 業務計画の策定

- ① テストの実施要領及び本仕様書に示す各事項を踏まえ、テストを円滑かつ確実に実施するための業務計画を作成しテストを実施すること。
- ② 本仕様書に示す各事項を踏まえたテスト問題等の設計・作成、梱包、配送・回収、採点・集計、結果提供など各工程の事業スケジュールを作成すること。
なお、各事業スケジュールに関しては、別紙 2 に示す実施スケジュールを遂行できるようにすること。
- ③ テストを円滑かつ確実に実施するための責任者を明らかにすること。

(2) 業務の実施にかかる一連の仕組みの構築と一連の業務の実施

- ① 各事業スケジュールに基づき、テスト問題等の設計・作成、梱包、配送・回収、採点・集計、結果提供などの一連の仕組みを構築し、テストを実施すること。
- ② 各事業スケジュールに添って事業を円滑に実施するために必要となる作業拠点、システム、設備、人員等を整備すること。

(3) テスト問題等の設計・作成

- ① テスト問題等を作成する体制及びスケジュールを整備し、テストの目的の達成に資するテ

スト問題等を作成すること。

- ② テスト問題は、「1 (5)」及び別紙1に示す「テスト問題の設計」の内容を踏まえ、中学校学習指導要領(平成29年告示)の当該教科の目標及び内容に基づいた問題を作成すること。

(配点：各教科100点換算)

なお、受託者が著作権を有する問題に限り、過去に使用履歴のある問題の使用を可とするが、使用にあたっては教育委員会と協議するものとする。

- ③ テスト問題の作成にあたっては、テスト結果の得点分布又は正答率分布が平均点を頂点として、単峰型になるよう難易度のバランスに考慮すること。(配点：各教科100点換算)

なお、問題形式を、選択式、短答式、記述式の形式とし、それぞれの問題数については、テストの目的の達成に資する設定とすること。

- ④ テスト問題の設計・作成にあたっては、各教科における大阪市採択教科書の漢字及び英単語のチェック、テスト問題のリード文の統一、文字フォントの適切な統一、図・表・グラフ等の配置、全体レイアウトの統一等、十分に配慮すること。

- ⑤ テスト問題の最終案については、大阪市教育局委員会(以下「教育委員会」という。)の審査を受けること。

- ⑥ 審査の結果、教育委員会が不適切であると判断した場合は、すみやかに代案を作成し提示すること。

- ⑦ テスト問題の漏洩や紛失がないよう、十分な対策をとること。

- ⑧ テスト問題の範囲に関しては、まんべんなく、バランスよく出題すること。

(4) テスト資材の設計・作成、梱包、配送・回収、結果提供の仕組みの構築とその実施

※テスト資材とは、テストの実施に必要な資材全般をいう。

- ① テストに必要な情報の整備について

学校について、テスト資材の作成、配送・回収、結果提供等に必要な情報(学校名、所在地、電話番号、FAX番号、学級数、生徒数、配慮版の必要数等。以下「学校基本情報」という。)を整備し、必要な更新を行い、適切に管理する仕組みを構築し、実施すること。

学校基本情報については、教育委員会より適宜提供するものとする。

- ② テスト資材の設計・作成について

ア テストの円滑かつ確実な実施に必要な資材の設計、作成を行うこと。テスト資材の詳細は、別表①「テスト資材一覧」に示す。

イ テストの実施要領及び本仕様書に示す各事項を踏まえ、学校が事前の準備や当日実施の手順等を正しく理解できるための実施マニュアルを作成すること。

なお、実施マニュアルに記載する内容については、別紙3に示す実施マニュアル掲載項目を参照し、その内容については教育委員会と協議するものとする。

ウ 問題冊子・解答用紙の作成について

(ア) 問題冊子の作成にあたっては、別表「①「テスト資材一覧」」に示すように、原則A4版の冊子形式とすること。

なお、問題冊子は、教科ごとに作成し、生徒にとって扱いやすく、理解しやすい工夫や

配慮をすること。問題冊子の様式については、教育委員会と協議するものとする。

- (イ) 解答用紙の作成にあたっては、生徒が扱いやすく、円滑に解答を記入できるよう工夫すること。

なお、選択式については、マークシート式を可能とする。

- (ウ) 解答用紙は、個人が特定できる情報を取得しない形式で、各教科に解答用紙が一人の個人に属することが分かる設計にすること。

また、設計にあたっては、テストの実施、解答用紙の読み取り、採点が円滑かつ確実に実施できるよう工夫するとともに、テスト結果の提供時に、学校が生徒の結果を確実に当該生徒に返却できる仕組みとすること。

なお、解答用紙の様式については、教育委員会と協議するものとする。

- (エ) 問題冊子、解答用紙の作成にあたっては、点字対応分、点字対応活字分、拡大文字対応分、ルビ振り対応分、拡大文字ルビ振り対応分を作成すること。

なお、想定される必要数は次のとおりとする。

・点字対応分	生徒	約 10 人	校数	約 10 校
・点字対応活字分	生徒	約 10 人	校数	約 10 校
・拡大文字対応分	生徒	約 20 人	校数	約 10 校
・ルビ振り対応分	生徒	約 150 人	校数	約 60 校
・拡大文字ルビ振り対応分	生徒	約 10 人	校数	約 10 校

※ 上記は概数であって、人数又は校数が増減することがある。

- (オ) 点字対応分、点字対応活字分、拡大文字対応分、ルビ振り対応分、拡大文字ルビ振り対応分については、全教科、全選択問題について作成すること。

なお、点字対応分として作成が困難と判断される問題の場合は、同等の問題を作成し、差し替えることとする。

エ テスト結果の作成について

- (ア) テスト結果の作成にあたっては、確実かつ早期に提供できるよう、体制や設備を整え、提供先である生徒・学校・教育委員会が、テストの目的の達成に向け十分活用できる内容となるよう工夫すること。

- (イ) 作成するテスト結果の詳細は、別表②「提供資料一覧」に示す。なお、体裁等については、教育委員会と協議するものとする。

オ 個人票の作成について

生徒の結果等が記載された個人票は、テストの目的を踏まえ、生徒にとって扱いやすく自己の結果が理解しやすい工夫や配慮をし、原則A4版とすること。

また、個人票には、各教科別に、個人の得点又は正答率、及び個人の得点又は正答率が大阪市全体でどこに位置するか等を記載することとするが、様式や内容については教育委員会と協議することとする。

なお、提供については紙媒体又は電子媒体とし、後者の場合は学校において印刷できるものとする。電子媒体の場合は事前に検証を実施すること。

③ テスト問題及びテスト資材の梱包・配送・回収について

ア 配送及び回収する際は、梱包すること。梱包にあたっては、テストが円滑かつ確実に実施されるよう工夫すること。

イ 学校や教育委員会に対し、指定された日・時期に適切な数量のテスト資材等を配送・回収する仕組み（ウ以下の配送・回収作業にかかる仕様の内容を含む。）を構築すること。

ウ 学校や教育委員会に対し、次に示す指定された日・時期に到着するよう、配送の仕組みを構築し、各テスト資材等を必要部数配送すること。

配送指定日（予定）

（ア）実施マニュアル……………令和 7 年 10 月下旬

（イ）テスト問題冊子、解答用紙等……………テスト前日（令和 8 年 1 月 13 日）

（ウ）テスト結果……………令和 8 年 2 月下旬

エ 学校へ配送するテスト資材等については、一定数や種類ごとに仕切りや目印をつけるなど、学校において確認や仕分けがしやすいように配慮すること。

オ テスト資材の配送の仕組みの構築にあたっては、特に正確な配送、情報漏洩防止、円滑かつ確実な受け渡しの観点など、テストが円滑かつ確実に実施されるよう工夫すること。

カ 学校及び教育委員会に配送するための梱包が完了した後に、選択問題の変更など配送内容の変更があった場合には、別梱包で必要なテスト資材を配送するなど、確実に対応すること。

キ 学校及び教育委員会に配送するテスト資材等は、テスト資材ごとに相当の予備分を配送すること。予備分の数量については別表①「テスト資材一覧」に示す。

ク テスト資材の配送にあたっては、指定の日・時期に到着せず、又は内容物が不足している場合、学校や教育委員会からの連絡にしたがって、指定の日・時期に間に合うよう再度もしくは追加の配送をする仕組み（特に、問題冊子・解答用紙の配送の場合は、テスト前日の午後 8 時までの連絡に対し、テスト当日の午前 7 時までに再度配送等の対応を完了させる。）を構築し、再度もしくは追加の配送を行うこと。

学校に対して再送等が発生した場合は、その状況等について教育委員会に報告すること。

ケ 点字問題冊子の梱包・配送、点字解答用紙の回収にあたっては、緩衝材を使用し、それらがつぶれないように工夫すること。

コ 学校から、テスト翌日までに、解答用紙を回収すること。解答用紙の回収にあたっては、特に正確な回収、情報漏洩防止、円滑かつ確実な受け渡しの観点など、テストが円滑かつ確実に実施されるよう工夫すること。

ただし、台風等でテスト実施日が後日に変更となった場合は、教育委員会の指示した日までに回収を行うこと。

サ 当日、体調不良等でテストを受けることができなかった生徒を対象に、学校が後日にテストを実施した場合、受験した生徒の解答用紙等を回収し、テスト結果を提供する体制を構築すること。

シ 学校や教育委員会との間で、テスト資材等の配送・回収に関する連絡調整を行うこと。

ス テスト資材等の配送・回収にあたっては、配送・回収の完了を確認すること。

セ 回収したテスト資材を開梱し、検索可能な形で保管し、教育委員会が指定する日・時期に

適切に廃棄すること。

④ テスト結果の提供について

ア 学校及び教育委員会に対して、テスト結果を電子媒体で提供すること。

イ 学校や教育委員会へ提供するテスト結果の電子媒体にはパスワードを設定し、テスト結果が到着するまでに、別途パスワードを通知すること。なお、学校においてテスト結果が印刷できるものとし、事前に検証を実施すること。

ウ 学校や教育委員会に対し、指定の日・時期に、テスト結果を配送するための仕組みを構築し、梱包・配送すること。テスト結果の配送にあたっては、特に正確な配送、情報漏洩の防止、円滑かつ確実な受け渡しの観点など、テストが円滑かつ確実に実施されるよう工夫すること。

エ テスト結果の配送にあたっては、配送の完了を確認すること。

オ テスト結果について、学校や教育委員会からの問い合わせに確実に対応すること。

なお、問い合わせについては、令和8年3月下旬まで対応し、対応した内容については、委託契約終了時に教育委員会に書面で報告すること。

(5) 採点・集計作業の準備及び実施

① 採点作業について

ア 教育委員会が指定する期間内で、正確な採点（イ以下の採点作業にかかる仕様の内容を含む。）を行うための仕組みを構築し、実施すること。

イ 採点者の確保にあたっては、正確な採点を行うことができる質の高い採点者を必要数採用すること。

ウ テスト結果の確認や不一致答案の採点などを行う採点監督者（採点者以上の能力を有する者）を必要数採用し、確保すること。

エ テスト問題の採点基準を踏まえて、採点監督者への事前研修を実施すること。

オ 採点者に必要な研修プログラム（テスト問題の採点基準を踏まえた、採点業務に関する研修、システム操作に関する研修、採点基準の内容に関する研修、採点の演習など）を編成するとともに、採点者の事前研修のための仕組みを構築し、実施すること。

カ 採点者においても、機密保持、個人情報保護に関する規則の遵守がなされるような管理体制とすること。

キ 採点者の人員管理・進捗管理・労務管理などに必要な体制を整備し、不適切な採点者を採点業務から外すなど採点者を適切に管理できる運用体制を確立し、採点者を適切に管理すること。

ク 採点作業においては、詳細な採点マニュアルの整備、確実に採点方法を定着させる事前研修等の仕組みの構築、また、2回採点等による複数者のチェックや記述式問題について能力の高い採点者による採点等、採点ミスを防ぐための確実な仕組みの下で実施すること。

ケ 採点ミスや採点基準のブレを防ぐため、採点作業中においても継続的に教育委員会への報告と協議を行い、必要に応じて採点作業の調整・修正を行いながら実施すること。特に採点作業の初期段階においては、採点結果を踏まえて、教育委員会と作業方針等の調整を

行うこと。

コ 契約期間のうち、教育委員会が指定する期日まで、個々の生徒の採点状況が確認できる体制を維持すること。

② 集計作業について

ア 採点結果を迅速かつ正確に集計し、テスト結果を作成するための仕組みを構築し、実施すること。

イ 集計結果をもとに教育委員会に納品するテスト結果を作成すること。

(6) 業務完了報告書の提出

テスト結果に対する問い合わせ対応終了後、速やかに業務完了報告書を書面で作成し、契約終了日までに教育委員会に提出すること。

(7) セキュリティの保持

① セキュリティポリシーの策定及び徹底について

ア 業務実施前までに、テストに関する委託業務のためのセキュリティポリシーを策定し、各工程においてセキュリティポリシーの徹底を行うことにより、情報漏洩等、不具合の発生を防止すること。

イ 業務全体を通して機密の保持や個人情報の取扱いの遵守を図るために必要な措置を講ずること。

② 情報漏洩等の防止について

ア テスト問題及びテスト資材の設計・作成にあたっては、情報漏洩の防止のための措置を十分講ずること。その際、別表③「セキュリティ関係項目一覧」を参照すること。

イ テスト問題及びテスト資材の梱包にあたっては、情報漏洩の防止のための措置を十分講ずること。その際、別表③「セキュリティ関係項目一覧」を参照すること。

ウ 集計にあたっては、エラーの軽減や情報漏洩の防止のための措置を十分講ずること。

エ テスト結果の作成、梱包、配送にあたっては、情報漏洩の防止のための措置を十分講ずること。

オ 配送・回収時、保管・採点作業期間におけるセキュリティを確保するとともに、不測の事態にも迅速に対応すること。

カ 各工程で発生したテストに関する資料について、教育委員会が指定する日・時期に、適切に廃棄するとともに、廃棄段階までの状態を追跡可能とすること。

キ 事業全体を通して想定されるリスク（個人情報及び機密情報に関する破損・紛失・漏洩等）を最小化するための方策を講ずるとともに、緊急事態や不測の事態に対応するための対応マニュアルを作成し、その履行に必要な体制を整備すること。

(8) 業務全体の連携・マネジメント

① 業務全体のスケジュール・進捗状況や経理状況等を適切に管理すること。

② 業務の各工程の連携を図るとともに、関係機関との間の役割や責任を明確化し、全体のマネ

ジメントを適切に行うこと。

- ③ 受託者は、契約締結時に業務責任者を定め、委託業務実施期間中の報告・連絡・協議等は原則その者をもって対応すること。
- ④ 業務全体の円滑・適正・効率等の観点から必要と認められる場合は、委託する業務の一部（テスト問題等の作成及び結果資料の設計業務を除く。）を他の事業者にも再委託することを可能とするが、再委託契約の締結前に予め書面による承認を受けること。また、その際、関係する事業者の役割や責任を明確化し、全体の管理・運営を適正に行うこと。
- ⑤ 教育委員会が業務内容の改善を指示した場合には、業務内容の改善計画書を提出し、教育委員会の了承を得た上ですみやかに改善すること。

4 検収

成果品について、仕様書記載事項が満足されていることを、教育委員会、受託者双方の立会いのもとで確認したことをもって検収とする。

5 守秘義務

受託者は、本業務の実施で知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。

受託者は、本業務に係わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意義務をもって管理し、本業務以外に使用しないこと。

また、当該の情報は教育委員会が指定する日・時期に適切に廃棄すること。

6 著作権等の帰属

成果品についての著作権は教育委員会に帰属するが、受託者が従前より著作権を保有するものについては、この限りでない。

7 協議事項

教育委員会は、仕様書に定めるテスト対象生徒数の大幅な変更など必要がある場合には、受託者と協議の上、業務の内容を変更することができるものとする。この場合において、契約金額を変更する必要があるときは、教育委員会と受注者が協議の上、書面においてこれを定めるものとする。

また、この仕様書に記載されていない事項、または本仕様書について疑義が生じた場合は、教育委員会は受託者と適宜協議を行うものとする。

8 再委託に関する特記事項

(1) 業務委託契約書（成果物型）第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

- ① 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- ② 教科学力調査、調査結果資料の作成

(2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託

にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

- (3) 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
- (4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- (5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書（成果物型）第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

令和 7 年度大阪市版チャレンジテスト plus 実施業務委託

テスト問題の設計

大阪市教育委員会事務局

I [社会] の分野別出題範囲・内容

1 学習指導要領の指導内容

- ① テスト問題は、中学校学習指導要領社会(平成 29 年告示)の目標及び内容に基づき、下記の点を踏まえて作成する。
- 身に付けておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や、実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能などを問う内容
 - 知識・技能等を実生活の様々な場面に活用する力や、様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力などにかかわる内容
 - 大阪市が採択する各者の教科書において、扱いが同程度の内容
- ② 以下の内容を出題範囲とする。

ア 分野別出題範囲

以下は、学習指導要領解説記載の内容項目

地理的分野	歴史的分野
A 世界と日本の地域構成 B 世界の様々な地域 (1) 世界各地の人々の生活と環境 (2) 世界の諸地域 ①アジア	A 歴史との対話 B 近世までの日本とアジア (1) 古代までの日本
帝国書院 P. 2 ～P. 63	帝国書院 P. 1 ～P. 62 日本文教出版 P. 6 ～P. 63 東京書籍 P. 8 ～P. 63

※上記以外のページにある資料等(年表、演習、コラムなど)で、上記出題範囲の内容であるものも含む。

イ 解答時間として、45 分を配当する。

2 問題の内容

① 大問構成

ア ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ の 6 問とする。

イ 大問の題材について、留意すること。

- ・分野別の問題数の変更は不可。
- ・大問と小問の間に中間を設定して構成することは可。

ウ 作問にあたっては、以下の観点を盛り込み工夫すること。

- ・地理的事象、歴史的事象、についての基礎的・基本的な知識と理解を問う。
- ・地理的事象、歴史的事象、の意義や特色、相互の関連を多面的・多角的に考察する内容を問う。
- ・地理的事象、歴史的事象、に関する諸資料から有用な情報を適切に選択して、効果的に活用する技能を問う。
- ・地理的分野については、地理的な見方や考え方の基礎を培うことに資するべく、以下のような問いをするよう工夫する。
 - * 地理的事象の空間的な規則性や傾向性をとらえさせる。
 - * 地理的事象やその空間的な配置、秩序などを成り立たせている背景や要因を追究しとらえさせる。
 - * 地理的事象の一般的共通性と地方的特殊性を追究しとらえさせる。
 - * 大小様々な地域が部分と全体とを構成する関係で重層的になっていることを踏まえて地域的特色をとらえ、考えさせる。
 - * 地域の変容をとらえ、地域の課題や将来像について考えさせる。
- ・歴史的分野については、各時代の特色を、政治の展開、産業の発達、社会の様子、文化の特色など他の時代との共通点や相違点に着目して明らかにすべく、以下のような問いをするよう工夫する。
 - * 人物については、人物の活動した時代的背景と地域とを関連させながら、その果たした役割や生き方を具体的に理解させる。
 - * 文化遺産については、それぞれの地域的特質と関連付けながら、風土的条件と文化的伝統及び現在との

かわりに目を向け、その価値を考えさせる。

* 歴史に見られる国際関係や文化交流のあらましについては、我が国と諸外国の歴史や文化が相互に深くかかわっていることを考えさせる。

* 様々な資料を活用して歴史的事象を多面的・多角的に考察させることについては、幅広い資料の中から必要な資料を選択して有効に活用することで、歴史的事象を様々な角度から考察し公正に判断させる。

・連問にしないこと。

・問題作成にあたっては、生徒が理解しやすいように、簡潔、明瞭な問題文とすること。

・分野別出題範囲を厳守すること。(学習指導要領の目標、内容項目に対応)

・評価の観点については、「知識・技能」「思考・判断・表現」の二つの評価の観点を用いること。

・大阪市内の公立中学校等における採択教科書(文部科学大臣の検定を経た教科用図書)の指導事項配列に基づき、出題すること。

エ 問題形式

問題形式は、次の3種類とする。

・選択式……複数の選択肢の中から番号、記号等の一つまたは複数選んで解答する形式

・短答式……比較的短い語句や文、または数値や式等で解答する形式

・記述式……自分で解答を練り、文あるいは文章等で解答する形式

② 小問構成

小問数及び、分野・評価の観点の組み合わせは、偏ることなく、バランスよく設定すること。

なお、選択・短答・記述のそれぞれの形式の問題数については、本調査の目的の達成に資する設定とすること。

ただし、地理的分野・歴史的分野ごとの問題数は同数とし、分野における形式ごとの問題数のバランスについても考慮すること。

Ⅱ [理科]の出題範囲・内容

1 テスト問題について

テスト問題は、以下の「中学校第1学年（領域別出題範囲）」に示す範囲で「理科A問題」「理科B問題」を作成する。

なお、「理科A問題」は、「中学校第1学年（領域別出題範囲）」に示す、「生物的領域（共通）」、「物理的領域（選択）」をあわせたものとする。また、「理科B問題」は、「生物的領域（共通）」、「化学的領域（選択）」をあわせたものとする。

2 学習指導要領の指導内容

① テスト問題は、中学校学習指導要領理科(平成29年告示)の目標及び内容に基づき、下記の点を踏まえて作成する。

- 身に付けておかねば後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や、実生活において不可欠であり常に活用できているようになっていくことが望ましい知識・技能などを問う内容
- 知識・技能等を実生活の様々な場面に活用する力や、様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力などにかかわる内容
- 大阪市が採択する各者の教科書において、扱いが同程度の内容

② 以下の内容を出題範囲とする。

ア 中学校第1学年（領域別出題範囲）

以下は、学習指導要領記載の内容項目

第1分野（物理領域、化学領域より選択）		第2分野
物理的領域（選択A）	化学的領域（選択B）	生物的領域（共通）
(1) 身近な物理現象 ア 光と音 （ア）光の反射・屈折 （イ）凸レンズの働き （ウ）音の性質 イ 力の働き （ア）力の働き	(2) 身の回りの物質 ア 物質のすがた （ア）身の回りの物質とその性質 （イ）気体の発生と性質 イ 水溶液 （ア）水溶液 ウ 状態変化 （ア）状態変化と熱 （イ）物質の融点と沸点	(1) いろいろな生物とその共通点 ア 生物の観察と分類の仕方 （ア）生物の観察 （イ）生物の特徴と分類の仕方 イ 生物の体の共通点と相違点 （ア）植物の体の共通点と相違点 （イ）動物の体の共通点と相違点
啓林館 P. 198 ～ P. 255	啓林館 P. 134 ～ P. 197	啓林館 P. 2 ～ P. 61
東書 P. 138 ～ P. 187	東書 P. 70 ～ P. 137	東書 P. 10 ～ P. 69

※上記以外のページにある資料等（年表、演習、コラムなど）で、上記出題範囲の内容であるものも含む。

イ 解答時間として、45分を配当する。

3 問題の内容

① 大問構成

ア 大問は全9問とし、選択により各6問ずつとする。

理科A問題：1 2 3 4 5 6の6問とする。

理科B問題：1 2 3 7 8 9の6問とする。

イ 大問の主たる領域別問題数の内訳は、以下の通りとする。

【理科選択A問題】

- ・第2分野〔生物的領域・共通〕 _____ 3 問
- ・第1分野〔物理的領域・選択〕 _____ 3 問

【理科選択B問題】

- ・第2分野〔生物的領域・共通〕 _____ 3 問
- ・第1分野〔化学的領域・選択〕 _____ 3 問

ウ 大問の題材について、留意すること。

- ・自然の事物・現象に関して、観察・実験などを行い、その結果を分析して解釈するなどの科学的に探究する「思考・判断・表現」を意識すること。
- ・日常生活や社会との関連性を意識すること。
- ・共通問題の出題範囲の大問構成については、以下のとおりとすること。

【理科選択A問題】

生物的領域（共通）：「(1) いろいろな生物とその共通点」の単元から3問

物理的領域（選択）：「(1) 身近な物理現象」の単元から3問

【理科選択B問題】

生物的領域（共通）：「(1) いろいろな生物とその共通点」の単元から3問

化学的領域（共通）：「(2) 身の回りの物質」の単元から3問

エ 作問にあたっては、以下の観点を盛り込み工夫すること。

- ・自然の事物・現象に対する概念や原理・法則等の理解を問うこと。
- ・科学的に探究するために必要な観察・実験等の技能を問うこと。
 - ＊ 観察・実験器具等の操作
 - ＊ 観察・実験の計画的な実施
 - ＊ 結果の記録や整理 など
- ・自然の事物・現象の中に問題を見いだしたり、課題を設定したり、予想や仮説を立てたり、観察・実験の条件を考えたり、観察・実験の結果などを分析し解釈すること。
- ・観察・実験の結果などの根拠に基づいて、自らの考えや他者の考えに対して、多面的、総合的に思考して、検討し改善することなど。
- ・日常生活や社会の特定の場面（※1）において、基礎的・基本的な知識・技能を活用することを問うこと。
 - ※1 予想や仮説の設定、観察・実験の計画、観察・実験の考察、日常生活や社会とのかかわりを思考する場面など。
- ・【理科選択A問題】、【理科選択B問題】いずれの問題についても、グラフを用いたもしくは自然の事物・現象に進んで関わり、その中から問題を見いだす過程が構成された大問を1問作成すること。
- ・選択問題④、⑤、⑥と⑦、⑧、⑨の小問数・評価の観点・問題の形式・配点は同じにし、難易度に大きな差がないように問題を作成すること。
- ・数字で解答する場合は、整数又は小数第一位で解答させること。
- ・連問にしないこと。
- ・問題作成にあたっては、生徒が理解しやすいように、簡潔、明瞭な問題文とすること。
- ・領域別出題範囲を厳守すること。（学習指導要領の目標、内容項目に対応）
- ・選択式の問題の場合、正答でない選択肢も中学校における既習の内容であること。
- ・評価の観点については、「知識・技能」「思考・判断・表現」の二つの評価の観点を用いること。
- ・大阪市内の公立中学校等における採択教科書（文部科学大臣の検定を経た教科用図書）の指導事項配列に基づき、出題すること。

オ 問題形式

問題形式は、次の3種類とする。

- ・選択式 ……複数の選択肢の中から番号、記号等の一つまたは複数選んで解答する形式
- ・短答式 ……比較的短い語句や文、または数値や式等で解答する形式
- ・記述式 ……自分で解答を練り、文あるいは文章等で解答する形式

② 小問構成

小問数及び、領域・評価の観点の組み合わせは、偏ることなく、バランスよく設定すること。各大問①～⑨における小問の設定配分は、問題に応じて適切に設定するとともに、小問数については理科A問題、B問題ともに32問から42問の範囲で作成する。ただし、大問④～⑨の小問数については、同数とすること。

なお、選択・短答・記述のそれぞれの形式の問題数については、本テストの目的の達成に資する設定とすること。また、選択A、選択Bの形式ごとの問題数は同数とし、領域における形式ごとの問題数のバランスを考慮すること。

令和7年度大阪市版チャレンジテストplus実施業務委託のスケジュール

		受 注 者	発 注 者
6月	上旬		
	中旬	委託契約締結 学校基本情報の確認	委託契約締結
	下旬		
7月	上旬		
	中旬		
	下旬		
8月	上旬	問題(案)作成 実施マニュアル(案)作成	
	中旬		
	下旬		問題(案)検査・確定 実施マニュアル(案)内容確認・確定
9月	上旬		
	中旬		
	下旬		
10月	上旬		
	中旬		
	下旬	実施マニュアル確定・配送 結果表記方法(案)作成	
11月	上旬		実施説明会開催 結果表記方法(案)確認・確定
	中旬		
	下旬		
12月	上旬		
	中旬		
	下旬		
1月	上旬		
	中旬	テスト資材配送・回収 採点・集計	テスト実施
	下旬		
2月	上旬		
	中旬		
	下旬	学校・教育委員会に結果提供 結果についての問い合わせ対応	結果受領
3月	上旬		
	中旬		
	下旬	業務報告書の作成 契約終了(24日)	業務報告書の受領 契約終了(24日)

令和 7 年度大阪市版チャレンジテスト plus 実施業務委託マニュアル掲載項目

1	実施について ・テストのスケジュール ・「テスト実施のお知らせ」（保護者向け）の配付 ・「実施マニュアル」の受領 ・1 月 13 日（火）【テスト前日】問題冊子、解答用紙の受領 生徒への連絡事項 ・1 月 14 日（水）【テスト実施日】テストの実施 確認 梱包 ・解答用紙の回収 ・回収物リスト ・テスト終了報告書の提出
2	特別な配慮が必要な場合の対応について ・特別な配慮が必要な場合の対応について ・点字問題による実施について ・拡大文字問題による実施について ・日本語指導が必要な生徒について
3	配送・回収に関する問い合わせ先
4	Q & A

【テスト資材一覧】

- ◆ 以下の一覧表には、必ず作成する必要があるテスト資材を掲載している。
- ◆ 本テストに使用する数量は未定のため、以下の数量を参考とすること。予備を含むため、必要数よりも多く作成する必要があることに留意すること。
- ◆ 一覧に掲載のない資材を作成することも含め、梱包、発送、調査の実施、回収、開梱が円滑かつ確実に行われるよう、作成すること。

内 容		素 材	大きさ	配送先(配送先ごとの部数)
実施マニュアル	学校用	紙冊子	A4	発注者(10部)、学校(5部＋学級数)
問題冊子	社会	紙冊子	A4	発注者(10部)、学校(生徒数＋学級数＋5部)
	理科A	紙冊子	A4	発注者(10部)、学校(生徒数＋学級数＋5部)
	理科B (※2)			
点字問題冊子	社会	紙冊子	B5	発注者(2部)、必要な学校(必要な生徒数)
	理科A	紙冊子	B5	発注者(2部)、必要な学校(必要な生徒数)
	理科B (※2)			
点字問題冊子(活字版)	社会	紙冊子	A4	発注者(2部)、必要な学校(必要な生徒数)
	理科A	紙冊子	A4	発注者(2部)、必要な学校(必要な生徒数)
	理科B (※2)			
拡大文字問題冊子(※1)	社会	紙冊子	A3	発注者(2部)、必要な学校(必要な生徒数)
	理科A	紙冊子	A3	発注者(2部)、必要な学校(必要な生徒数)
	理科B (※2)			
ルビ振り問題冊子	社会	紙冊子	A4	発注者(2部)、必要な学校(必要な生徒数)
	理科A	紙冊子	A4	発注者(2部)、必要な学校(必要な生徒数)
	理科B (※2)			
拡大文字ルビ振り問題冊子(※1)	社会A	紙冊子	A3	発注者(2部)、必要な学校(必要な生徒数)
	理科A	紙冊子	A3	発注者(2部)、必要な学校(必要な生徒数)
	理科B (※2)			

解答用紙	表紙	紙	A4	発注者(10部)、学校(生徒数＋学級数＋5部)
	社会	紙	A4	発注者(10部)、学校(生徒数＋学級数＋5部)
	理科A	紙	A4	発注者(10部)、学校(生徒数＋学級数＋5部)
	理科B (※2)			
点字解答用紙	社会	点字用紙	B5	発注者(2部)、必要な学校(必要な生徒数)
	理科A	点字用紙	B5	発注者(2部)、必要な学校(必要な生徒数)
	理科B (※2)			
拡大文字解答用紙	社会	紙	A3	発注者(2部)、必要な学校(必要な生徒数)
	理科A	紙	A3	発注者(2部)、必要な学校(必要な生徒数)
	理科B (※2)			
個人番号表(必要に応じて作成)				発注者(1部)、学校(1部)
実施マニュアル配送用資材	配送用段ボール封筒	配送のための入れ物	—	発注者×1箱、学校×1箱
	送付文書(学校及び発注者宛)	紙	A4	発注者(1部)、学校(1部)
問題冊子・解答用紙配送用資材	配送用段ボール箱	配送のための入れ物	—	発注者(必要数)、学校(必要数)
	送付文書	紙	A4	発注者(1部)、学校(1部)
	配送物明細書	紙	A4	発注者(1部)、学校(1部)
	学校コード一覧表	紙冊子	A4	発注者(1部)
解答用紙回収用資材	回収用段ボール箱	回収のための入れ物	—	学校(必要数)
	回収物明細書	紙	A4	発注者(1部)、学校(1部)
提供資料	CD-ROM(ケース入り)またはダウンロードデータ	CD-ROMまたはデータ	—	発注者(必要数)、学校(1セット)
提供資料配送用資材	CD-R配送の場合、配送用段ボール	配送のための入れ物	—	発注者(1部)、学校(1部)
	送付文書(学校用)	紙	A4	学校(1部)
	送付文書(発注者用)	紙	A4	発注者(1部)

※1 ルビ振り問題受験者は通常解答用紙を使用し、拡大ルビ振り問題受験者は拡大文字解答用紙を使用する。
※2 理科については分冊又は合冊とするが、いずれの場合もテストが確実に実施できるよう工夫すること。

【提供資料一覧】

◆ 以下の電子データ(EXCEL、PDF)のうち、発注者及び学校ごと、生徒個人ごとにそれぞれ必要な電子データとする。ただし、個人票については紙媒体も可とする。

	内 容		集計範囲
発 注 者	テスト結果概況	教科ごとの生徒数、平均点又は平均正答率、平均無解答率、得点分布又は正答率分布を表した表・グラフ 等	市全体／学校ごと
	設問別テスト結果	設問ごとの学習指導要領の領域、評価の観点、正答率、無解答率を表した表 等	市全体／学校ごと
	得点分布又は正答率分布	教科ごとの市全体の得点分布又は正答率分布を表した表、グラフ等	市全体／学校ごと
	正答例（※1）	教科ごとの正答例	
学 校	テスト結果概況	教科ごとの生徒数、平均点又は平均正答率、得点分布又は正答率分布を表した表・グラフ 等	市全体／当該学校
	設問別テスト結果	設問ごとの学習指導要領の領域、評価の観点、平均正答率、無解答率を表した表 等	市全体／当該学校
	得点分布又は正答率分布	教科ごとの市全体の得点分布又は正答率分布を表した表・グラフ等	市全体／当該学校
	生徒の解答状況	教科ごとの市全体の得点又は正答率分布において、教育委員会が別に示す割合ごとに区切った表 生徒の教科ごと、設問ごとの正誤を表した表 等	生徒ごと
	個人票	当該生徒の結果(教科ごとの得点、問題形式及び学習指導要領の領域等ごとの得点、設問ごとの正誤、教科ごと、問題形式、学習指導要領の領域等の市全体の平均点、設問ごとの市全体の正答率 等) 市全体の平均点又は平均正答率、分布グラフ 等	

※1 公表する場合に限る。

【セキュリティ関係項目一覧】

A. 作業場所及び情報システムの設置環境における物理的セキュリティ	
1. 入退出について	
①	作業場所・作業過程及び情報システム設置環境におけるセキュリティの責任者を定めること。
②	立ち入ることができる者(以下「関係者」という。)を最小限に限定すること。また、作業者を最小限に限定するとともに、作業者に対する管理・監督を徹底すること。
③	関係者以外の立ち入りを禁止すること。また、関係者の立入りを防止するための措置を講ずること。
④	関係者の入退出時における本人確認を行うこと。
⑤	関係者の入退出記録を取り、保存すること。
⑥	作業時間外において、施錠または人的もしくは機械的警備を行い、立入りを防止するための措置を講ずること。
2. 情報・機器の持ち出しについて	
①	原則、本事業に係る情報の持ち出し、電子記録媒体の持ち込みを禁止すること。また、本事業に係る情報及び機器の持ち出し、電子記録媒体の持ち込みを防止するための措置を講ずること。
②	本事業に係る情報及び機器の持ち出しを可能とする者を最小限に限定すること。また、持ち出す場合はセキュリティの責任者の承認を必要とし、持ち出しについて適切に管理すること。
B. 情報セキュリティ	
1. 情報セキュリティへのアクセスについて	
①	学校、教育委員会、生徒の解答、採点結果に関する情報を管理するシステムについては、本事業に利用している期間、その他のネットワークから独立させること。
②	情報システムについて、各種のアクセス制御、ウィルス対策、ファイル共有ソフト(ウィニー等)対策、脆弱性対策等を行うことにより、不正アクセス等の脅威から適切に保護すること。
③	各作業場所で使用使用するモバイル機器について、各種のアクセス制御、ウィルス対策、ファイル共有ソフト(ウィニー等)対策、脆弱性対策等を実施するとともに、作業場所以外での使用を禁ずること。
④	情報システムへのアクセスを可能とする者(以下「認証者」という。)を最小限に限定すること。また、認証者のアクセスや改変の可能な範囲を、作業内容に応じて限定するとともに、認証者に対する管理・監督を徹底すること。
⑤	情報システムへのアクセスの記録を取り、保存すること。また、定期的に分析すること。
⑥	本事業に係る情報の流通、処理において、情報の追跡を可能とすること。
2. 緊急時の対応について	
①	大規模な災害や障害が生じた場合に、情報システムについて、機能の継続または迅速な復旧が可能となる措置を講ずること。
②	特に重要な情報システムについては、24時間体制で監視されていること。
③	情報のバックアップ用の複製を定期的に作成し、防火金庫等に保管すること。
C. 輸送過程におけるセキュリティ	
①	問題冊子、解答用紙及び結果の提供資料については、貴重品と同程度のセキュリティを付加して輸送すること。
②	輸送過程においては、本事業以外の一般配送物との誤配、紛失、盗難を防止するために必要な措置をとること。また輸送中の調査資材等の所在地や状況については、追跡が可能であること。
③	輸送過程の一次保管場所及び輸送車両においては、施錠もしくは人的または機械的警備を行い、輸送物の盗難を防止するための措置を講ずること。
④	関係機関と、電子情報をネットワーク上で情報を共有する場合は、各種のアクセス制御、ウィルス対策、ファイル共有ソフト(ウィニー等)対策、脆弱性対策等を行うことにより、不正アクセス等の脅威から適切に保護されたネットワーク上で行うこと。また、情報の取扱いを可能とする者を限定すること。

令和7年度大阪市版チャレンジテスト plus 実施業務委託実施要領

1 名称

令和7年度 大阪市版チャレンジテスト plus 実施業務委託（以下「テスト」という。）

2 目的

- (1) 生徒及び保護者が、学習理解度及び学習状況等を知り、目標をもって主体的に学習に取り組めるようにする。
- (2) 学校が生徒一人一人の学力を的確に把握し、学習指導の改善及び進路指導に活用する。
- (3) 学びの連続性を確立する観点から、客観的・経年的なデータを把握、分析し、効果的な指導方法や課題を「見える化」し、その改善に役立てる。

3 実施日

令和8年1月14日（水）

※大阪府中学生チャレンジテスト（1年生）と同一日

4 対象

- (1) 原則として、市立中学校、義務教育学校（後期課程）の第1学年を対象とする。
- (2) 特別支援学級に在籍している生徒のうち、テストの対象となる教科について、次に該当する生徒は、テストの対象としないことを原則とする。
 - ① 下学年の内容などに代替して指導を受けている生徒。
 - ② 知的障がいに対する教科の内容の指導を受けている生徒。

5 テストの内容

- (1) 教科は、社会、理科の2教科とする。
- (2) 出題範囲は、別紙「令和7年度大阪市版チャレンジ plus 実施業務出題範囲・内容」のとおりとする。
- (3) 出題形式は、選択式、短答式及び記述式とする。

6 テストの実施場所及び時間

- (1) 実施場所は、各学校とする。
- (2) 時間は、1教科あたり45分とする。

7 テストの実施体制

テストの実施体制は、次のとおりとする。

- ① テストは、教育委員会及び各学校が実施する。

- ② テスト業務の一部（テスト問題等の作成・配送・回収、採点・集計、教育委員会・学校への結果提供等）は教育委員会が民間機関に委託して実施する。
- ③ 学校は、校長を責任者として教育委員会の指示・指導・助言等に基づきテストを実施する。
- ④ テスト実施に関するスケジュールについては、別途示す。

8 テスト結果の取扱い

(1) テスト結果の示し方

- ① 教科ごとの得点分布又は正答率分布及び平均得点又は平均正答率。
- ② その他テストの目的の達成に資する結果等。

(2) テスト結果の提供

教育委員会は、テストの目的の達成に資するため、原則として以下のテスト結果を提供する。

- ① 学校に対しては、当該学校全体のテスト結果、各生徒のテスト結果及び市全体のテスト結果等。
- ② 生徒に対しては、当該生徒のテスト結果及び市全体のテスト結果等。
- ③ 学校は、テストに参加した生徒に対して、当該生徒のテスト結果及び市全体のテスト結果を配付すること。

(3) テスト結果の活用

教育委員会及び学校においては、テストの目的を達成するため、テスト結果を適切に取り扱うとともに、次のような取組に努めることとする。

- ① 教育委員会においては、教科ごとに市全体の得点分布又は正答率分布を示し、各学校が生徒の学力向上に必要な支援等を行うなど、市全体の教育施策及び教育の改善に向けて取り組む。
- ② 学校においては、生徒の学力を的確に把握し、学習指導の改善及び進路指導に活用する。

(4) 教育委員会及び学校によるテスト結果の公表

テスト結果の公表については、教育委員会や学校が、教育施策及び教育について、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要であることを踏まえ、次のとおりとする。

- ① 教育委員会は、市全体の状況にかかるテスト結果を公表する。
- ② 学校は、自校のテスト結果について、国が行う全国学力・学習状況調査の公表に準じて公表するものとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めた学校は、テスト結果を公表しないことができる。

9 留意事項

(1) 教育委員会及び学校における実施・活用体制等

テストを実施するとともに、テスト結果を活用するにあたり、次の体制を整備することとする。

- ① 教育委員会においては、テスト責任者及びテスト担当者を指名するとともに、学校からの相談に対応するなど、適切な実施体制を整備すること。
- ② 学校においては、テスト責任者及びテスト担当者を指名し、適切な実施体制を整備すること。
- ③ 教育委員会及び学校においては、テストの実施にあたって、その目的や内容、テスト結果の取扱い等を生徒、保護者等に周知すること。
- ④ 教育委員会及び学校においては、テストに関して知り得た秘密については、その保持を徹底すること。
- ⑤ 教育委員会及び学校においては、提供されたテスト結果について、本実施要領に基づいて適切に活用するとともに、管理を徹底すること。
- ⑥ 教育委員会及び学校においては、テスト結果を活用して教育施策及び教育の改善を進めるための体制を整備すること。

(2) 個人情報の保護

教育委員会及び教育委員会が委託した民間機関は、生徒の個人名等を取得しない方法でテストを実施すること。

(3) テスト実施日の変更

非常変災時により臨時休業等が生じた場合は、教育委員会の判断によりテストを実施日以降に変更することができる。

(4) 教育課程上の位置づけ

教育課程上の位置づけについては、教育委員会及び学校の判断により、当該教科の授業時数の単位時間の一部として取り扱うことができる。

(5) 障がいのある生徒への配慮

障がいのある生徒については、学校の判断により、当該生徒の障がいの種類や程度に応じて、テスト時間の延長、点字・拡大文字問題用紙の使用、別室の設定等の配慮を行うこと。

(6) 日本語指導が必要な生徒に対する配慮

日本語指導が必要な生徒については、原則として、他の生徒と同様の授業を受けている生徒はテストの対象とする。ただし、例えば、社会、理科の時間に別室等で他の生徒とは異なる学習指導を受けているなどの事情がある場合は、当該教科を対象としないことができる。なお、テストの対象とする場合は、学校の判断により、テスト時間の延長、ルビ振り問題用紙の使用等の配慮を行うこと。

(7) テスト実施マニュアルの作成及び配付

テストの具体的な実施方法については、別途示す。

令和7年度大阪市版チャレンジテスト plus 実施業務委託出題範囲・内容

I. [社会] の分野別出題範囲・内容

1 学習指導要領の指導内容

①テスト問題は、中学校学習指導要領社会(平成29年告示)の目標及び内容に基づき、下記の点を踏まえて作成する。

- 身に付けておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や、実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能などを問う内容
- 知識・技能等を実生活の様々な場面に活用する力や、様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力などにかかわる内容
- 大阪市が採択する各者の教科書において、扱いが同程度の内容

②以下の内容を出題範囲とする。

分野別出題範囲

以下は、学習指導要領記載の内容項目

地理的分野	歴史的分野
A 世界と日本の地域構成 B 世界の様々な地域 (1) 世界各地の人々の生活と環境 (2) 世界の諸地域 ①アジア	A 歴史との対話 B 近世までの日本とアジア (1) 古代までの日本
帝国 P. 2 ～ P. 63	帝国 P. 1 ～ P. 62 日文 P. 6 ～ P. 63 東書 P. 8 ～ P. 63

※ 上記以外のページにある資料等(年表、演習、コラムなど)で、上記出題範囲の内容であるものも含む。

Ⅱ. [理科]の出題範囲・内容

- 1 テスト問題について
- テスト問題は、以下の「中学校第1学年（領域別出題範囲）」に示す範囲で「理科A問題」「理科B問題」を作成する。
- なお、「理科A問題」は、「中学校第1学年（領域別出題範囲）」に示す、「生物的領域（共通）」、「物理的領域（選択）」をあわせたものとする。また、「理科B問題」は、「生物的領域（共通）」、「化学的領域（選択）」をあわせたものとする。
- 2 学習指導要領の指導内容
- ①テスト問題は、中学校学習指導要領理科(平成29年告示)の目標及び内容に基づき、下記の点を踏まえて作成する。
- 身に付けておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や、実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能などを問う内容
 - 知識・技能等を実生活の様々な場面に活用する力や、様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力などにかかわる内容
 - 大阪市が採択する各者の教科書において、扱いが同程度の内容
- ②以下の内容を出題範囲とする。

中学校第1学年（領域別出題範囲）

以下は、学習指導要領記載の内容項目

第1分野（物理領域、化学領域より選択）		第2分野
物理的領域（選択A）	化学的領域（選択B）	生物的領域（共通）
(1) 身近な物理現象 ア 光と音 （ア）光の反射・屈折 （イ）凸レンズの働き （ウ）音の性質 イ 力と圧力 （ア）力の働き	(2) 身の回りの物質 ア 物質のすがた （ア）身の回りの物質とその性質 （イ）気体の発生と性質 イ 水溶液 （ア）水溶液 ウ 状態変化 （ア）状態変化と熱 （イ）物質の融点と沸点	(1) いろいろな生物とその共通点 ア 生物の観察と分類の仕方 （ア）生物の観察 （イ）生物の特徴と分類の仕方 イ 生物の体の共通点と相違点 （ア）植物の体の共通点と相違点 （イ）動物の体の共通点と相違点
啓林館 P. 198 ～ P. 255 東書 P. 138 ～ P. 187	啓林館 P. 134 ～ P. 197 東書 P. 70 ～ P. 137	啓林館 P. 2 ～ P. 61 東書 P. 10 ～ P. 69

※ 上記以外のページにある資料等（年表、演習、コラムなど）で、上記出題範囲の内容であるものも含む。